解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

横浜市港北区師岡町一一六〇番地四四号

ＮＰＯ法人ともだちの丘

清算人　和知　恭子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

岐阜市大蔵台十丁目二八番地

特定非営利活動法人シー・エス・イーハイプラン

清算人　前田　和彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

和歌山県田辺市稲成町八二三番地

社団法人稲成愛郷会

代表清算人　坂本正二平

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

新潟県胎内市塩沢五四三番地二〇五

財団法人黒川農業公社

清算人　布川　陽一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十一日社員が欠乏したことにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

島根県江津市都野津町一九七一番地

医療法人國澤会

清算人　國澤　和枝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

広島県庄原市東城町川鳥八三七番地

財団法人川鳥区会

代表清算人　吉本　一徳

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年一月四日山口県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施三四四〇番一

田布施町土地開発公社

清算人　冨田　辰也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月三十一日開催の社員総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

山形県東田川郡三川町横山袖東一八番六号

社団法人庄内農業管理公社

清算人　古澤　和男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十七日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

社団法人群馬県物産振興協会

代表清算人　佐藤　憲一

配当公告

愛知県一宮市多加木四丁目一二番六号サンハイツ羽衣二〇二号、開始決定時の住所愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西野田三一〇九番地

破産者　岩月　通

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十三年（フ）第一三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一〇四、四一九、八六四円

一、配当をすることのできる金額

金二八、六七一、四二九円

平成二十四年二月十七日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号市川ビル三階

破産管財人　森　美穂

配当公告

名古屋市港区十一屋三丁目一六〇番地ロイヤルクレストベイレジデンス六〇五号、開始決定時の住所愛知県江南市大海道町神明一三一番地四

食肉センターマルハチこと

破産者　直井　博

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十三年（フ）第二五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一七、二〇二、二九七円

（内優先債権額　金一六七、三八三円）

一、配当することのできる金額

金一〇、七四一、六五一円

（内優先債権額　金一六七、三八三円）

平成二十四年二月十七日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番一三号ＮＫ丸の内ビル八〇一号　朝倉法律事務所

破産管財人　朝倉　寿宜

配当公告

愛知県蒲郡市三谷北通四丁目五六番地

破産者　有限会社オーエスインテリア

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十三年（フ）第七三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二二四、五六六、〇九〇円

（内優先債権額　金六、八三六、六四二円）

一、配当することのできる金額

金一三、八〇八、〇二五円

（内優先債権額　金六、八三六、六四二円）

平成二十四年二月十七日

愛知県豊橋市前田町一丁目二番地の一

破産管財人　柴田　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区新川二丁目一〇番地六、最後の住所仙台市青葉区水の森三丁目四三番一〇号特別養護老人ホームせんだんの館

被相続人　亡　岡田　満彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日

仙台市青葉区上杉三丁目九番一八号ブランシェ・上杉二〇一

相続財産管理人　髙田　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町姫六五八番地、最後の住所埼玉県所沢市東狭山ケ丘五丁目九二八番地の一所沢やすらぎの里

被相続人　亡　濱　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日

埼玉県所沢市松葉町一一番九号

相続財産管理人　村山　志穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市本町二一番、最後の住所埼玉県所沢市南住吉一九番三一―二〇二号　ヒルズ所沢

被相続人　亡　弦巻　賀弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日

埼玉県所沢市寿町二七―二二一一　コンセールタワー二二階

相続財産管理人　弁護士　中井　美紀